

— 参 考 资 料 —

【資料 1】 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【資料2】 「小平市子ども読書活動推進計画」改定に当たっての基本方針

平成21年3月

「小平市子ども読書活動推進計画」改定に当たっての基本方針

小平市中央図書館

1 計画改定の背景

次代を担う子どもの読書活動の推進は、地域社会における重要な課題である。

市は、平成17年3月に3か年の計画である「小平市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書に関する施策を推進してきた。この間、「文字・活字文化振興法」の成立や「教育基本法」「図書館法」の改正の動きをはさみ、また平成18年度から3年間の文部科学省の「学校図書館支援センター推進事業」を実施する中で、本計画を2年間延長した。

国においては、平成20年3月に第二次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、子どもの読書活動推進に係る政府としての基本方針を明らかにしている。国では第一次基本計画の成果と課題の分析を行い、家庭・地域から学校に至る幅広い分野にわたる施策を総合的に推進している。

一方、情報化が進行し、家庭、学校、地域、情報などの子どもを取り巻く環境にも影響を与えている。これらの社会情勢の変化や東京都の動向などを視野に入れながら、引き続き子どもの読書活動推進を実践していくために現行計画を改定し、第二次「小平市子ども読書活動推進計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け（性格）

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項に基づき作成する計画である。小平市第三次長期総合計画・前期基本計画との整合を図りながら、長期的な視点で子どもの読書活動の推進に向け、市が行う施策の基本的方向を示すものである。

なお、「小平市青少年育成プラン」「小平市次世代育成支援行動計画」など、他の計画との整合にも留意するものとする。

3 計画対象期間

当計画の対象期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

4 計画改定の体制

(1) 協議会による検討

図書館協議会により意見を頂くとともに、原案を検討する。

(2) 市民からの意見・要望の収集

計画策定に当たっては、素案段階で市報や市ホームページにより意見募集を行い、市民からの意見・要望を広く収集する。

(3) 庁内体制等の確保

計画については庁議に付議するものとする。計画案については、小平市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）により検討を行うとともに、学校図書館についての調査研究会議で調整を図る。

5 改定上の留意事項

(1) 市議会等への報告

改定作業の進捗状況については、必要に応じて市議会及び教育委員会に対して報告を行うものとする。

(2) 情報の公開

図書館協議会は公開とし、会議の要旨及び資料等については、速やかに公表するものとする。

6 その他の事項

計画策定に当たり、子どもの読書環境等の把握は、「子ども読書の日」などの図書館行事等の機会をとらえながら、実情を調査する。

7 計画策定スケジュール

	協議会・市民参加	事務局	
21年 4月			
5月	図書館協議会開催①（概要の説明）		
6月			検討委員会 調査研究会議 適宜開催
7月	図書館協議会開催②（問題点の把握）		
8月			
9月	図書館協議会開催③（検討）	中間のまとめ	
10月		素案作成・庁議付議	
11月	図書館協議会開催④（検討）	意見募集	
12月			
22年 1月	図書館協議会開催⑤（検討）		
2月		計画案庁議付議	
3月	図書館協議会開催⑥	印刷・製本	

【資料3】 小平市立図書館条例・小平市立図書館条例施行規則（抜粋）

○小平市立図書館条例

平成12年
条例第19号

（図書館協議会）

第9条 法第14条第1項の規定により、小平市中央図書館に小平市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、15人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○小平市立図書館条例施行規則

平成12年
教委規則第7号

（図書館協議会）

第10条 条例第9条第1項の小平市図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育の関係者 3人以内
 - (2) 社会教育の関係者 4人以内
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
 - (4) 学識経験のある者 7人以内
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
 - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第11条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。
- 5 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。
- 6 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（協議会の庶務）

第12条 協議会の庶務は、小平市中央図書館において処理する。

【資料4】 小平市図書館協議会委員名簿

[任期 平成21年4月1日～平成23年3月31日]

No.	氏名	職業・役職	選出区分	備考
1	松尾 正幸	小学校長（花小金井小学校）	1	
2	五十嵐孝博	中学校長（花小金井南中学校）	1	
3	伊藤 規子	公募委員	2	
4	杉本 順子	公募委員	2	
5	田中 勝男	公募委員	2	
6	山城 誠一	公募委員	2	
7	鈴木由美子	小平市子ども文庫連絡協議会	3	
8	安形 輝	亜細亜大学准教授	4	
9	大沼 晴暉	慶應義塾大学教授（書誌学）	4	副会長
10	落合 美代	津田塾大学学生生活課長	4	会長
11	保坂 重政	児童文学研究者	4	
12	中空 善彦	公募委員・マスコミ経験者	4	

平成21年4月1日

選出区分

- 1 = 学校教育の関係者
- 2 = 社会教育の関係者
- 3 = 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 4 = 学識経験のある者

【資料5】 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

平成21年4月1日制定

(設置)

第1 小平市子ども読書活動推進計画の改定について検討を行うとともに、子どもの読書活動を推進するため、小平市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 小平市子ども読書活動推進計画に関する事項を検討すること。
- (2) 小平市の子どもの読書活動の推進に関すること。

(構成)

第3 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて検討事項に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、小平市中央図書館において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3、第4関係）

役職	職務名
委員長	中央図書館長
副委員長	次世代育成部保育課長
委員	次世代育成部児童課長
委員	次世代育成部参事
委員	次世代育成部青少年男女平等課長
委員	健康福祉部健康課長
委員	教育部学務課長
委員	教育部指導課長
委員	教育部生涯学習推進課長
委員	中央公民館長

【資料6】 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会 委員名簿

	氏名	職務名
委員長	柄澤 俊彦	中央図書館長
副委員長	遠藤 毅	次世代育成部保育課長
委員	鳥越 恵子	次世代育成部児童課長
委員	大野 礼子	次世代育成部参事
委員	島村 孝雄	次世代育成部青少年男女平等課長
委員	藤井 重男	健康福祉部健康課長
委員	大滝 安定	教育部学務課長
委員	山田 裕	教育部理事
委員	有馬 哲雄	教育部生涯学習推進課長
委員	深谷 達	中央公民館長

【資料 7】 学校図書館との連携推進事業研究会議 委員名簿

学校図書館との連携推進事業研究会議 委員名簿（平成 21 年度）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
関口 徹夫	小平市教育委員会・教育部長	委員長
山田 裕	小平市教育委員会・教育部理事	
谷口 雄麿	小平市教育委員会指導課・指導主事	
小松 信也	小平第一中学校・校長	中学校校長会会長
廣田 経夫	小平第十一小学校・校長	小学校校長会会長
五十嵐孝博	花小金井南中学校・校長	図書館協議会委員
松尾 正幸	花小金井小学校・校長	図書館協議会委員
大滝 安定	小平市教育委員会・学務課長	
柄澤 俊彦	小平市中央図書館・館長	
齋藤 淑子	小平市中央図書館・館長補佐兼調査係長	事務局
渡辺 房江	小平市中央図書館・サービス係長	事務局

【資料 8】 小平市子ども読書活動推進計画策定経過

日 程	会 議	検 討 内 容
平成 21 年 5 月 1 日 (金)	子ども読書活動推進 計画検討委員会	・策定方針の確認・現行計画について ・国と都の動向について
5 月 14 日 (木)	図書館協議会	・策定方針と進め方について
7 月 23 日 (木)	図書館協議会	・乳幼児アンケートの結果報告と課題につ いて
7 月 29 日 (水)	学校図書館との連携 事業研究会議	・学校と図書館との連携について ・現行計画と学校図書館について
9 月 17 日 (木)	子ども読書活動推進 計画検討委員会	・平成 20 年度進捗状況調査による各課の 現状 ・計画原案についての説明
9 月 24 日 (木)	図書館協議会	・計画原案についての説明
11 月 5 日 (木)	図書館協議会	・計画原案についての検討
12 月 20 日 (日) ～平成 22 年 1 月 8 日 (金)		・市民意見提出手続の実施
1 月 28 日 (木)	図書館協議会	・市民意見提出手続結果について

【資料9】 小平市立図書館の児童サービス状況

「小平市立図書館事業概要 平成18年度～20年度」より作成

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
登録率	0～6歳	28.9%	26.8%	26.2%
	7～12歳	98.5%	99.9%	100.7%
	13～15歳	98.7%	105.2%	108.0%
	16～18歳	76.1%	84.3%	90.6%
利用率	0～6歳	74.3%	72.6%	71.3%
	7～12歳	66.7%	63.8%	62.3%
	13～15歳	36.8%	34.9%	31.2%
	16～18歳	33.7%	26.8%	23.6%
児童図書	蔵書冊数	347,727冊	350,998冊	349,911冊
児童図書	個人貸出冊数	475,223冊	471,397冊	487,540冊
児童図書	団体貸出冊数	11,806冊	12,857冊	12,756冊
おはなし会	開催回数	414回	420回	410回
おはなし会	参加人数	4,711人	4,365人	4,191人
絵本のへや	開催回数	95回	96回	96回
絵本のへや	参加人数	1,366人	1,554人	1,791人
大人のためのおはなし会		2回/46人	2回/29人	2回/46人
図書館見学	開催回数	20回	16回	16回
図書館見学	参加人数	1,541人	1,327人	1,403人
特別団体貸出冊数	小学校		16校/3,139冊	16校/5,257冊
特別団体貸出冊数	中学校		3校/411冊	5校/571冊
職場体験受入人数		7回/26人	15回/51人	20回/52人

※ 各年度の1月1日現在の人口で算出。

※ 登録率は転出者を含むため100%を超えることがある。

【資料10】「児童・生徒の読書の状況に関する調査」結果（平成15年度・平成19年度）

学年	1か月に読む平均冊数		1か月に1冊も読まなかった児童・生徒の率		1か月間の学校図書館の利用率		1か月間の市立(公立)図書館の利用率		本の好きな児童・生徒の率	
	H15	H19	H15	H19	H15	H19	H15	H19	H15	H19
小1	4.6冊	8.7冊	7.7%	3.7%	39.3%	70.8%	42.0%	59.7%	90.6%	90.3%
小2	7.3冊	12.1冊	4.4%	3.7%	52.7%	61.9%	54.7%	73.4%	88.3%	84.9%
小3	7.6冊	6.6冊	4.5%	4.6%	62.2%	43.5%	57.3%	49.8%	85.8%	90.3%
小4	7.0冊	4.5冊	5.2%	15.6%	57.5%	39.3%	54.2%	37.9%	83.8%	76.3%
小5	4.9冊	5.2冊	7.2%	7.6%	60.1%	51.3%	43.3%	43.2%	81.7%	83.1%
小6	2.9冊	2.5冊	14.5%	11.8%	44.0%	25.1%	37.9%	34.1%	71.6%	77.7%
中1	2.1冊	1.7冊	35.8%	27.6%	21.6%	19.3%	25.6%	17.1%	65.9%	68.0%
中2	1.9冊	0.5冊	41.5%	48.7%	24.4%	17.9%	15.9%	20.0%	57.5%	63.1%
中3	1.7冊	3.0冊	37.3%	5.6%	21.9%	27.5%	17.6%	19.7%	63.1%	86.0%

【資料11】 学校図書館蔵書数

学校名	学級数	国基準蔵書数	平成20年度末蔵書数	平成20年度末国基準に対する比率
小平第一小学校	18	10,360冊	8,470冊	82%
小平第二小学校	18	10,360冊	6,126冊	59%
小平第三小学校	19	10,560冊	8,773冊	83%
小平第四小学校	15	9,160冊	9,016冊	98%
小平第五小学校	19	10,560冊	7,435冊	70%
小平第六小学校	18	10,360冊	11,627冊	112%
小平第七小学校	24	11,560冊	11,516冊	100%
小平第八小学校	16	9,560冊	9,779冊	102%
小平第九小学校	21	10,960冊	8,814冊	80%
小平第十小学校	16	9,560冊	8,814冊	92%
小平第十一小学校	18	10,360冊	10,619冊	103%
小平第十二小学校	15	9,160冊	7,277冊	79%
小平第十三小学校	17	9,960冊	8,798冊	88%
小平第十四小学校	16	9,560冊	9,963冊	104%
小平第十五小学校	13	8,360冊	8,381冊	100%
花小金井小学校	9	6,520冊	6,583冊	101%
鈴木小学校	10	7,000冊	9,485冊	136%
学園東小学校	12	7,960冊	7,098冊	89%
上宿小学校	12	7,960冊	7,391冊	93%
合 計	306	179,840冊	165,965冊	92%

学校名	学級数	国基準蔵書数	平成20年度末蔵書数	平成20年度末国基準に対する比率
小平第一中学校	16	12,640冊	13,570冊	107%
小平第二中学校	21	14,560冊	14,061冊	97%
小平第三中学校	20	14,240冊	14,000冊	98%
小平第四中学校	14	11,680冊	14,534冊	124%
小平第五中学校	15	12,160冊	13,106冊	108%
小平第六中学校	17	13,120冊	12,180冊	93%
上水中学校	9	9,040冊	7,540冊	83%
花小金井南中学校	11	10,160冊	9,919冊	98%
合 計	123	97,600冊	98,910冊	101%

※ 国基準蔵書数は、平成20年5月1日現在の学級数に基づいています。

【資料 12】「小平市子ども読書活動推進計画のための乳幼児読書アンケート」結果

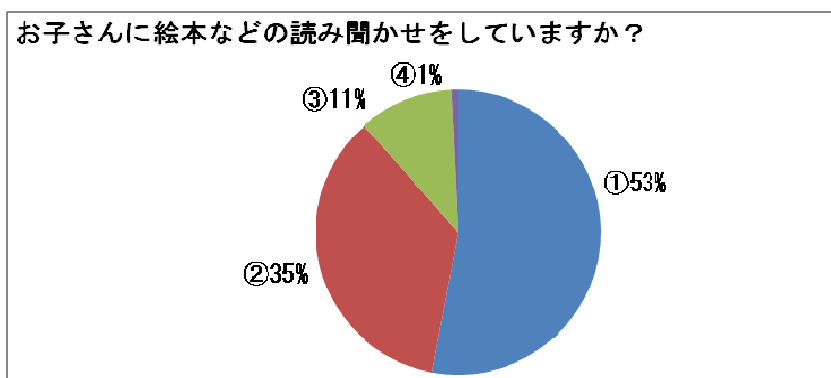
- 1 実施期間 平成21年4月25日（土）から5月14日（木）まで
- 2 実施場所 小平市中央図書館及び地区図書館の児童コーナー
- 3 目的 「小平市子ども読書活動推進計画」の第二次の計画策定のため、乳幼児の読書の状況を把握する。
- 4 実施方法
 - (1) 対象：乳幼児及び児童の保護者
 - (2) 実施方法：アンケート用紙は、図書館入口ホールや各館の児童コーナーに置き、「おはなし会」「絵本のへや」などの行事の際に保護者に記入してもらった。また中央図書館では実施中の「読み聞かせ実践講座」の参加者に協力を依頼した。
- 5 回収数 253件
- 6 実施結果について

設問1 お子さんはおいくつですか？（複数回答）

① 0～2歳のお子さんがある方	84人
② 3～5歳のお子さんがある方	104人
③ 6歳以上のお子さんがある方	111人

設問2 お子さんに「絵本」などの読み聞かせをしていますか？

① ほぼ毎日	134人
② ときどき	90人
③ ほとんどしていない	27人
④ 回答なし	2人



「ほぼ毎日」、「ときどき」を合わせると224人88.5%が絵本などの読み聞かせをしていることが分かります。

本に親しむ土台が形成される子ども時代の始まりの時期に、身近な人に本を読んでもらうことはとても大切なことと言えます。また、本を読んでもくれる母親・父親・祖父母あるいは兄弟姉妹たちと過ごす時間は、乳幼児の健やかな人格形成に役立つものと思われます。

しかし、ほとんど読み聞かせをしていないという回答が27人10.7%もあります。図書館に来館していても読み聞かせをしていない家庭があるということを考えると、乳

幼児の保護者に対して今後どのような取り組みをしていくのかを検討する必要があります。

設問3 読み聞かせをしてあげるのはどんな時ですか？（複数回答）

① 遊びのなかで	100人
② お昼寝や夜寝る前など	177人
③ その他	16人
④ 回答なし	9人

読み聞かせをしている家庭での回答です。

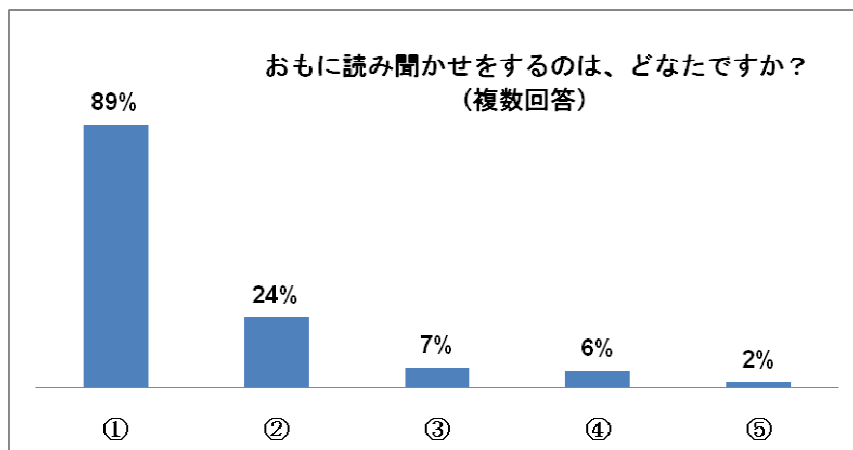
子どもの70%が夜寝る前やお昼寝の時などに、本を読んでもらっていることが分かります。お布団に入る前のひとときの、それぞれの家庭での様子が見えるようです。

また39.5%の子どもが遊びの時などに絵本の読み聞かせをしてもらっており、子どもの生活リズムの中で、じょうずに絵本が取り入れられていることがよく分かります。字が読めるようになると読み聞かせをやめてしまいがちですが、字が読めることと本を読み理解できることは違います。読み聞かせを上手に育児に取り入れて本好きな子どもが増えるように図書館やその他の施設では保護者への啓発に取り組み、支援していくことが大事だと考えます。

設問4 おもに読み聞かせをするのは、どなたですか？（複数回答）

① お母さん	224人
② お父さん	61人
③ 祖父母	17人
④ その他	15人
⑤ 回答なし	5人

読み聞かせをしているのは、母親が224人88.5%となっていますが、61人24.1%の父親が子どもに本を読んであげていると回答しています。ここでは父親の育児に参加する姿勢がよく分かります。また「その他」の中には兄弟姉妹をあげている家庭もありました。



設問5 家にある「絵本」や「子どもの本」の数は？

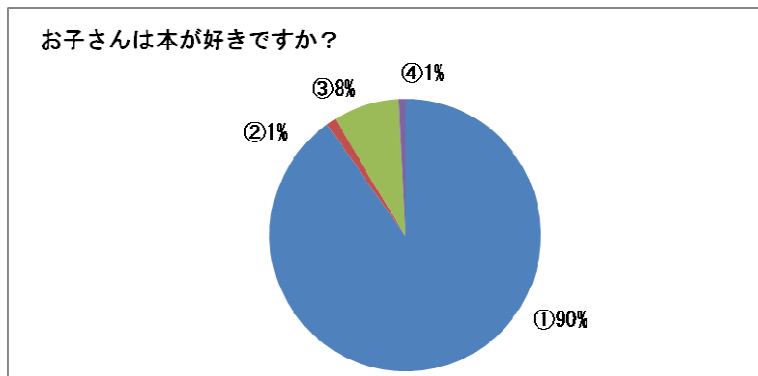
- | | |
|---------|------|
| ① 10冊以下 | 32人 |
| ② 10冊以上 | 218人 |
| ③ 回答なし | 3人 |

「10冊以上ある」と答えたのは218人86.1%です。図書館に来館している家庭では、「設問7」からも明らかなように書店で本を購入することも多いことが分かります。気に入った本がいつも身近にあり、繰り返し読むことができる環境が整っていることは、本が好きな子どもに育つ上で大事なことのひとつだと考えることができます。

設問6 お子さんは本が好きですか？

- | | |
|-------------|------|
| ① はい | 228人 |
| ② いいえ | 3人 |
| ③ どちらともいえない | 20人 |
| ④ 回答なし | 2人 |

228人90%が、「子どもが本が好き」と回答しています。「いいえ」と回答したのは3人のみでした。本が好きではない子どもに対してどのように本を薦めていくのかということは、図書館の児童サービスの大きな課題の一つです。



設問7 「絵本」や「子どもの本」はどのようにして選んでいますか？（複数回答）

- | | |
|----------------------------|------|
| ① 本屋さんで選ぶ | 132人 |
| ② 新聞や雑誌の広告などを見て | 32人 |
| ③ 「絵本」などのリストやパンフレットなどを見て選ぶ | 52人 |
| ④ 図書館で選ぶ | 197人 |
| ⑤ その他 | 14人 |
| ⑥ 回答なし | 2人 |

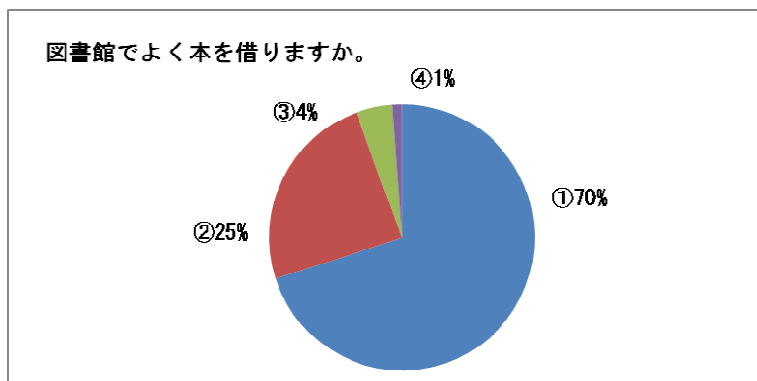
本選びについて質問してみました。

「書店」が132人52.2%、「図書館」が197人77.9%、「ブックリスト等を見る」が52人20.5%、「新聞雑誌等を見る」が32人12.6%でした。複数回答が多いことから、各種情報や図書館、書店を上手に利用して本選びをしていることが分かります。

設問8 図書館でよく本を借りますか。

① よく借りる	177人
② ときどき借りる	62人
③ ほとんど借りない	11人
④ 回答なし	3人

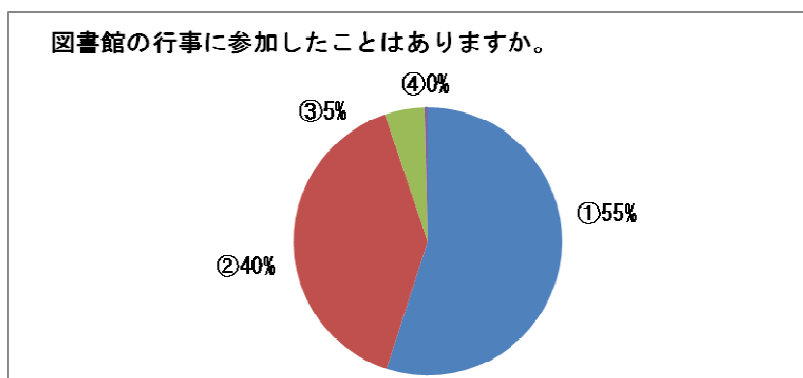
「よく借りる」「ときどき借りる」を合わせると 94.5%が利用しており、図書館来館の目的が絵本などの貸出しが主な目的であることがよく分かります。ほとんど借りないという方は11人4%です。



設問9 図書館の「おはなし会」「絵本のへや」などの行事に参加したことはありますか。

① はい	139人
② いいえ	101人
③ 知らなかった	13人
④ 回答なし	1人

図書館で行われる行事等に「参加したことがある」と回答した方は、139人54.9%おり、「参加したことがない」という回答は101人39.9%でした。「絵本のへや」「おはなし会」などの行事は、火曜日・水曜日・木曜日に行われており、参加しにくい家庭も多いと思われます。また「知らなかった」という回答も13人5.1%あり、PRの方法等についても改めて検討する必要があります。



設問 10 子どもの本や図書館についてご希望やご意見がありますか？

自由意見は、102件寄せられています。本に関する意見が最も多く、次いで図書館の児童コーナーや設備に関すること、絵本の部屋など行事についての意見も多くあげられています。本の紹介や展示をしてほしいというような図書館の児童サービスに対する具体的な希望も挙げられ、乳幼児サービスについての貴重なご意見をいただくことができました。

1. 本の購入に関するもの (25件)
 - (1) 特定の本や形態、特定分野の本の購入に関するもの 14件
 - (2) 新しい本の購入に関するもの 6件
 - (3) その他 本の種類を増やしてほしいなど 5件

2. 図書館の児童コーナー、子どもに関する設備など (23件)
 - (1) 子どもが声を出して本を読んだりできるコーナー、
赤ちゃん用の部屋、子どもに特化した図書館がほしいなど 13件
 - (2) 子ども用トイレ、椅子・机などに関するもの 10件

3. 「おはなし会」「絵本のへや」など行事に関するもの (21件)
 - (1) 乳幼児向けの「絵本のへや」の回数を増やしてほしいなど 10件
 - (2) 楽しい、続けてほしいなど好意的な意見 7件
 - (3) 土曜日や日曜日、休日等に行ってほしいなど 4件

4. 子どもの本の展示や紹介、排架に関すること (18件)
 - (1) 季節ごとやお薦めの本の展示、絵本の紹介の希望 10件
 - (2) 本の排架に関すること 8件

5. その他の意見 (15件)
 - (1) リクエストや開館時間に関するもの 8件
 - (2) 好意的な意見など 3件
 - (3) 利用者のマナー、駐車場の設置等 2件
 - (4) 職員の専門的な知識に関すること 2件

第2次 小平市子ども読書活動推進計画

発行日 平成22年3月

編集・発行 小平市中央図書館

〒187 - 0032

小平市小川町2丁目1325番地

TEL 042-345-1246

E-mail tosyokan@city.kodaira.lg.jp

価 格 ￥290

この印刷物は再生紙を使用しています